

I. スポーツにおける「改革」とは何か

1986年秋季相模湖合宿報告

— 1986. 11. 4~5 —

報告：1. 合衆国の対独占領スポーツ政策
—管理理事会指令第23号を中心に—
高津 勝
2. 在外研究の活動計画 唐木 國彦
プレシンポジウム
「I O C体制と現代スポーツ」
参加者：川口智久、関春南、唐木國彦、早川武彦、
藤田和也、高津勝、内海和雄、山本唯博、
広畑成志、神宮美智子

占領政策の基本文書となった45年12月17日のA C C指令第23号は、スポーツ組織の非軍事化の徹底を迫るソ連軍政府のイニシアティブのもとに策定された。その内容は、①戦中に存在した全スポーツ組織・クラブの解散②軍事的・準軍事的競技種目・訓練の禁止③スポーツ組織の設立は郡・市レベルに制限④降伏後設立したクラブは地域軍政の許可と監督を受ける。

1. 合衆国の対独占領スポーツ政策
—管理理事会指令第23号を中心に—
高津 勝

三、指令第23号の実施過程

1) 各占領区における相違

ソ連占領区では指令第23号がもっとも厳格に実施され、クラブ組織の解体と地域行政によるスポーツの組織化がなされ、やがてF D Jが組織母体になって行く。フランスもスポーツの組織化を厳密に小地域的に限定し、48~49年になって始めて仏占領区全域を代表する組織の存在を認めたが、トゥルネンに関しては最後までその国家主義的性格の復活を警戒した。各国占領区内全域にわたる交流の再開は、英占領区が最も速く、米占領区では州を超える組織化は制限されていた。

一、はじめに
86年11月4日に上述のテーマで行なった報告の要旨をここに紹介する。

二、管理理事会指令第23号の成立とその内容
J C S 1 0 6 7に見るごとく、合衆国の対独占領政策はシビアーであった(45年5月10日、トルーマン大統領承認。全形態のナチズム・軍国主義の除去、軍事・準軍事組織解体、全政治活動の禁止、軍事・政治・民事・スポーツの形態のパレード禁止、全教育施設の一時閉鎖等)。いくつかの重要な変更があるものの、そこに示された非ナチ化、非軍事化の基本点は、ポツダム協定、初期占領諸法規に継承され、S S、S A、H J等が準軍事組織として、K D F、N S体育連盟等がナチ党の外郭団体して解体され、財産を没収された(米軍の場合、軍政府法律第5号によって、管理理事会(A C C)の場合、45年5月20日の声明第2号によってナチ組織等の解体を明示)。連合国の対独

2) 米占領区での実施過程

A C C指令第23号を合衆国軍政府(OMG U S)が早期に全面实施した形跡はない。統一的政策は、46年3月15日付文書A G 353.8(I A)「スポーツ活動の管理」で示され、①州レベルまで認可②私的、任意団体としてのクラブの性格の明確化③許可種目の明示等、否定的施策だけでなく、積極的方向を明記した。この方向は、46年3月の、H J等のナチ青少年組織の解体を基本的に完了し、自発組織育成に転じた政策転換に照応していた。こうして、スポーツクラブについては、現行非ナチ化諸法規をクラブ再組織に適用させることによ

て旧ナチ役員や活動分子が指導部の座を占められないにせよ、戦前～戦中期に存在したクラブは形式的(手続き上の)解散・再建と認可獲得によって旧来の組織的体質を実質的に存続させたのである。

スポーツ組織人口の急速な回復・拡大と競技網の飛躍的な展開は、指令第23号によるスポーツ活動の地域的限定と明らかに矛盾した。

四、OMGUSのスポーツ理念と

ドイツ・スポーツに対する評価

合衆国、OMGUSのスポーツ政策は、ひとまず非軍事化、非ナチ化措置の一環として登場し、SWNCC 269/5(46年6月6日)、軍政府規則タイトル8、第3版(47年3月14日)、JCS 1779(47年7月17日)などを介して「再教育」「民主化」の側面が強化された。この変化は、西欧経済・政治秩序再建の一環にドイツを位置づける政策と関連していた。

その過程で明らかにされたスポーツの理念は、第一に、市民の私的で自発的、創造的な余暇活動であり、第二に、健康・衛生・レクリエーションに役立ち、教育的性格を持ち、スポーツのフェアプレイは民主社会の典型的な規範であるフェアネスを表現し、第三に、政党の影響力・支配を否定する非政治的なものでなければならなかった。スポーツの組織政策的側面に即して言えば、

①スポーツ活動・組織の軍事的・準軍事的利用を禁止・抑制し、NSRL(全国ナチス・スポーツ連盟)やKDFの財産を押収し、ナチ指導者・活動分子をスポーツ組織・クラブの重要ポストから排除すること。②スポーツにおける思想、信条、集会、結社、表現の自由と形式的平等を保障すること。すなわち、自由権ないしブルジョワ民主主義に基礎を置くスポーツ活動・組織(私事性・任意性・私的自治)の定着化。③スポーツ活動・組織における非中央集権的性格の重視。末端組織の自治と統括組織の非集権的、連邦主義的構成による組織内民主主義の保障。④スポーツ活動・組織への国家、政府、とりわけ政党の影響力・干渉を拒否すること。つまり、スポーツの非政治性の強

調。⑤占領後期、特に西側占領区全域を統括するスポーツ組織の結成が現実的課題となった時点でOMGUS教育文化宗教局(OCR)内で提起された、地域住民諸個人のための「開かれたスポーツ」。すなわち、競技指向と能力主義、勝利主義等の特徴とするスポーツ活動が、クラブ組織を基本に行なわれており、そのことに帰因する閉鎖性や形式的平等の限界を補完するものとしての地域レクリエーションの奨励。

以上によって明らかのように、OMGUSの「反ファシズム・民主主義的スポーツ改革」は、スポーツの非軍事化とブルジョワ民主主義的諸要素(自由主義)の再生・開花を基本としつつ、同時に、地域自治と公財政に基づく、住民によるレクリエーション活動によって、スポーツにおける民主主義をより前進させようとしていた。

スポーツとその組織、さらにそれを取り巻く社会から万人によるスポーツの享受・創造を疎外する諸要因を除去すること、それは差別や選別、権威主義を否定しうる住民による民主的なスポーツ管理によって実現可能なこと、そのような意味でのスポーツの大衆化、およびスポーツと教育の結合が指向されており、そこには非ナチズムのスポーツ認識が存在したのである。

五、OMGUSスポーツ政策の問題性

否定的政策(非ナチ化、非軍事化)から積極的政策への転換に際し、自由化を超えるスポーツの民主化の推進、高度化と大衆化の統一のための指針や構想を確立できなかったし、自己のスポーツ政策実現にむけてイニシアティブを確保できなかった。その政策を受容し推進する勢力はドイツ国内に存在しなかった。旧ブルジョワ・スポーツ組織出身者による種目別連盟派と旧労働者スポーツマンの指導する州スポーツ連盟派の対立を機軸にして展開した戦後改革期の西ドイツ・スポーツ史のなかで、OMGUSは後者をSPDによる支配、中央集権的・非民主的団体だとして抑圧したのである。非ナチ化努力は後退せざるをえない。

六、比較史的コメント（日本と西ドイツ）

1) 被占領期の政治・経済・社会・教育改革は、総じて日本が西ドイツより広範囲にわたったといえよう。その理由として、改革の土壌をなした戦前日本とヴァイマル期ドイツとの到達水準の違いがある。戦後の出発に際し、日本はドイツほどに「回帰」すべき戦前を持ちえなかった。政治・社会改革と関連した教育、とりわけ公教育改革は双方で重視されたが、非差別的統一的教育のための制度改革という点では、日本が西ドイツを凌駕し、学校体育（制度・方法）改革については、西ドイツの停滞に比し、日本は前進した。

2) 戦争終結時の国家機構、変革主体、支配層、政治的指導勢力のあり方にかかわっては、まず旧中央行政機構崩壊・分割統治のドイツと単独占領・中央政府存続・間接統治の日本との差異。それに起因する合衆国の対独スポーツ政策の連邦・分権・非集権・地域自治の強調とその実現。日本での中央政府の主導性・中央集権制の存続。

3) 対日教育使節団の日本スポーツへの寛容、象徴天皇制定着・占領政策円滑化のためのGHQの積極的利用に対し、ナチの徹底したスポーツ支配に起因する合衆国、特にACCの厳格な対応。日本ではスポーツ組織解体不問。日体協は42年段階に復帰。青年団はGHQの解体方針に対し自主解散・再組織、GHQも民主的助成に転換。最初、武徳会に対する明確な方針なし（SCAPIN 548, 46.1.4.）、後に解散指令、だが42年以前の役員は追及せず（G項ページ）＝右翼・準軍事団体と同等の扱いをせず。ナチの場合、政権掌握後、既存のスポーツ組織をナチ等の一部またはその加盟組織（NSRL）に改変。NSRL、HJ、KDFは占領以前から解体・役員追放が確定。

4) ドイツでのスポーツの組織化の急展開とOMGUSのイニシアティブの未確立、在独米陸軍のアメ리카系球技移出（GYA）不成功。スポーツの組織的力量とスポーツ文化的伝統の差。

5) ドイツでは「脱政治化」と統一のための合意形成・教訓化が底辺のスポーツ組織レベルまで基本的になされたのに対し、日本では官民縫合の

組織的体質を克服する組織原則を広範なスポーツマンの共有財産として確立しえなかった。

<主要参考文献・文書>

- 1) Beate Ruhm von Oppen: Documents on Germany under Occupation 1945-1954, London 1955.
- 2) U.S. Force, European Theater, Office of Military Government, U.S. Zone (USFET, OMGUS), Report of the Military Governor, July 1947.
- 3) OMGUS: Military Government Gazette, Issue A, 1 June 1946.
- 4) USFET, OMGUS: Military Government Regulations, Bd.1, o.0. (1945-1949).
- 5) OMGUS Documents in the National Archives/W NRC, Record Group 260, OMGUS/CAD/ECR 5/292-2/3., OMGUS/AG, 45-46/3.

〔討論・まとめ〕

はじめに

高津報告は第二次大戦後のドイツ分割統治における合衆国軍政府支配地域におけるスポーツ政策の特徴について述べた。

これに基づいた質疑・討論は二時間余に及ぶものであり、個別・多面的な内容にまで言及された。このことは当然のごとく、詳細をここに再録することを不可能なものとしている。それゆえ、ここでの討論の細部については保存されている「記録テープ」を聴取し、検討・分析されたい。

このような事情のもとで討論に参加した私の個人的な感想を述べるに留めたい。

合衆国内におけるスポーツと

対独スポーツ政策のズレ

合衆国は対ドイツ占領スポーツ政策において、自国でとってきたスポーツ・レクリエーションに対する基本的立場を占領地区に持ち込んでいなかったという印象を持つ。すなわち、合衆国において大衆に対するスポーツは各自自治体レベルで施設設備が準備され、活動が保障される仕組みである。つまり公的資金によって活動が成立するという基本的考え方に立っている。それに対し軍政府が占領

地区に要求したものは私的なクラブによる運営管理であった。明らかにここにはシステムの違いがある。自治体が責任を負う方式は、歴史的にみれば、移民のアメリカ化という政治的経済的意図を多分に包含するものであったが、これを排除しドイツ社会における伝統的組織を中核に据えた点は単なる妥協ではなく、それなりの政治的意図をもったものと考えねばならないであろう。

合衆国軍政の対独・日スポーツ政策の差異

合衆国軍政府は二つの敗戦国である日本とドイツの占領スポーツ政策において明らかに異なる二つの道を歩んだように思える。つまり日本に対しては、国家主義的思想教育の重要な柱であった武道などを一時的に禁止したものの、天皇制の容認或は擁護の姿勢を持っていた。結果的には日本のスポーツ界に禍根を残すことになったといえる。しかしドイツにおいては反社会主義の立場をとりつつ、ナチズムを容認することなく、それを払拭するための諸スポーツ政策を積極的に打出している。つまり中央集権的機構を承認せず、地域を基盤とするクラブ作りによってスポーツと「民主主義」を直結させることをした。

高津の新たな問題提起

高津は討論をふまえ新たな問題を提起した。

1. 冷戦構造があったとしても、アメリカの政策は、スポーツにおける結社の自由、思想・信条の自由を基本的に重視したものであったと考えてよいか。

2. スポーツにおけるブルジョア民主主義は、政治或は政治的自由とどのようにかかわるのか。

3. 占領政策終了間際になって(48~49年頃)、アメリカは非ナチ化の追求をやめ、ビッグ・ビジネスを発展させていく方向をとったとき、地域レクリエーションを推進し、ブルジョア民主主義におけるスポーツの弱点を、公共的に補完するようなことをなぜ行なったのか。

(文責 川口 智久)

2. 在外研究の活動計画

唐木 國彦

このたび、1986年度文部省長期在外研究の機会をあたえられ、「スポーツ運動の国際比較研究及び資料収集」に出かけることになった。あらかじめ期間中の活動計画を明らかにしておきたい。

1) 主目標

- a. 継続研究テーマに関する一次資料の収集と共同研究計画の具体化。(ドイツにおける労働者スポーツ運動の展開と国際組織について)
- b. 新研究分野にかかわる諸専門家との連絡と調査研究の立案。(企業における自由時間管理の実態調査)

2) 旅行日程

約2カ月間カリフォルニア大学ロスアンゼルス分校を中心にアメリカ合衆国に滞在したのち、スコットランドのグラスゴウ大学を訪問する。6月から約7カ月間、西ドイツのボン大学に滞在する。1988年1月、マドリッド、カイロ経由で帰国する予定である。

3) 受入機関

カリフォルニア大学ロスアンゼルス分校
ボン大学スポーツ科学研究所

4) 研究計画の概要

過去3回の在外研究では文書による資料を重点的に収集し、それを分析することによってテーマにせまる方法をとってきた。この方法は一定の資料批判の手続きをとれば、かなり信頼性のある事実関係と、歴史理論の構築が可能になる。

しかし同時に、つぎのような限界があることも確かである。一つは、資料収集が自己目的化しやすいことである。そこでは、どれだけ網羅的に資料を収集したかが問題になり、それを批判し、読破し、分析する時間的余裕については忘れられる傾向がある。

二つは、資料の現状は確認できるが、関連資料の所在、新たな資料発見についてのカレント情報に欠ける恐れがある。つまり、現地の図書館あるいは文書館で確認した時点で資料の規模と内容が固定化される恐れがあるのである。

そこで、今回の在外研究では研究者との共同研究、情報交換の日常的なネットワークづくりをすることを目標にすることにした。

20世紀に入ってからスポーツは、国際的な広がりをもって、各国、各地域の発展と相互に関連しながら全地球的に発展をしてきている。こうしたスポーツの発展形態に見合った研究組織をつくるために共同研究を模索することにした。

また、このような共同研究のネットワークを確保することにより、一人では発掘できない資料が人間関係をたどって「いもづる式」に入手できる可能性が生まれる。

共同研究 I

H. ベルネット、H. J. タイヒラーおよびイタリーの研究者（未定）

「戦中期のスポーツと映像文化

一日独伊比較研究一」

わが国では1940年にニュース映画会社が一本化され、大政翼賛のスポーツ競技会を映像として全国民に伝える体制がとられる。すでに研究がすすんでいるドイツ、およびイタリーの研究者と共同研究を組織する。

共同研究 II

ルール大学社会史研究所

「自由時間における生活様式としてのスポーツ」近年におけるスポーツ人口の増大は、たんにスポーツをする人が多くなっただけでなく、人々の生活構造、生活様式が変化してきたことの結果としてもとらえることができる。このような現象は、従来の「労働者文化」史やスポーツ史の方法を再検討することによってより正しく把握できると思われる。方法論の検討と各国における実証的研究の可能性を究明する。

調査 I

ケルン大学社会経済研究所アルバッハ教授

「企業内スポーツの組織動態調査」

アメリカのバックカード社、西ドイツのバイエル社を中心に、企業内のフィットネス、レクリエーション、スポーツ活動のプログラムと施設を調査する。そのさい、労働者、労働組合側の主導権がどのようになっているかに注目したい。

調査 II

ミズーリ大学歴史学部コア教授

「米国におけるスラブ・ゲルマン系移民のスポーツ運動」

19世紀後半、カナダ、アメリカ合衆国に亡命あるいは移住したスラブ系民族の運動文化、ドイツから亡命したトゥルナーの運動を文書および聴聞によって調査する。現在ピッツバーグのトゥルナーたちの資料があることが確認されている。

〔プレシンプ〕

「I O C体制と現代スポーツ」

12月16日に予定されているミニシンポジウム「I O C体制と現代スポーツ」の事前討議のための問題提起を行い、論点を整理した。

1. シンポジウムの性格

(1) 科研費「国際スポーツ組織の歴史・社会学的研究」を受けて、今回は、I O C体制を中心として現代スポーツの問題状況の把握に努めると同時に、国際スポーツ組織研究の課題を抽出する。

(2) 学外講師には川本信正氏（スポーツ評論家）、清川正二氏（I O C委員）を招へいし、積極的に質疑・討論を展開する。

2. テーマ「I O C体制と現代スポーツ」

3. 本プレシンプの課題

(1) I O Cはじめ、国際スポーツ組織に関わる若干の項目についての情報整理

(2) I O Cを中心とする現代スポーツに関する各自の関心、研究課題について出し合う。

(3)研究部でそれらを整理し、要項を作成する

4. 配布資料

情報整理、並びに学習をかねて次の資料を配布した。

- ①オリンピック憲章
- ②「電通の国際戦略」
- ③『体育科教育』のSPORTS FORUM
- ④座談会「オリンピック運動の現状と危機打開の方向」『スポーツのひろば』

5. 討論点

研究部で、これまでに四回の検討を行い、次のような論点を素案として考えた。

(1)IOCそれ自体に関するもの

- ・IOCの組織、歴史、理念
- ・オリンピズムとは何か
- ・IOC自らが組織として抱える最大の問題は何か
- ・NOCが自治組織として国際的に承認されてきた歴史と背景
- ・アマチュアリズムに代る理念の展望

(2)他機関との関り

- ・UNESCOとの関り、特に「体育・スポーツ国際憲章」(1978)をどの様に受け止めているか、スポーツの大衆化、公共化へのIOCの態度
- ・IFからの圧力について
- ・クラニン体制以降IFの主導性が明確となり、IOCの影響力の相対的低下がいわれているが、この背景は何か
- ・ISLとの関り
- ・スポーツにおける国際連帯とは何か
- ・政治との関り
- ・「新国際スポーツ秩序」について

(3)オリンピックについて

- ・アマチュアリズムとプロフェッショナル(オープン化)の今後
- ・現代スポーツにおけるオリンピックの位置、役割
- ・資本に依存しないオリンピックは今後可能なのか

- ・1988ソウル五輪の歴史的位置、どのようなオリンピックとなるか

6. 質疑

(1)シンポジウムの持ち方

- ・お二人に、最初に問題提起をして貰ってはどうか
- ・お聞きする部分と我々が提案する部分を明確にしたほうが良いのではないか

(2)内容について

- ・IOCの理解をもっと深める。例えばIOC体制とは何を意味するのか、NOCの位置と役割は何か
- ・ジャイアンティズム(肥大化)はこれまで、財政的に大きな課題となってきたが、ロス五輪によって、その点での懸念はなくなった。その証拠が、1992オリンピックへの9カ国の申し込みである。巨大化の今後の問題点はなにか
- ・IOC発展のバネは何か、歴史的に見ればNOC-IF-ISL(資本)となるのか
- ・スポーツ界のなかで、諸々の要因によって、アマチュアリズムが崩壊し、他方でIFが自立化を強めている。オリンピックにとって、理念としてのアマチュアリズムと手足としてのIFの情勢の変化によって、オリンピックの展望が見出しにくくなっているのではないか

以上、極簡単にまとめた。より具体的には、シンポジウム当日の運営のなかに生かされている。

(文責 内海 和雄)